



## 自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」に罰則が新設

令和6年11月23日までに施行

### 酒気帯び運転の禁止！

罰則対象外だった禁止行為に罰則が設けられました。

罰則  
3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転を幫助した者にも罰則が適用！

### 携帯電話使用等の禁止！

都道府県公安委員会規則での禁止を道交法上で一律に禁止し罰則を強化しました。

罰則  
走行中携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると  
6か月以下の懲役  
又は10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して交通事故を起こす等すると  
1年以下の懲役又は  
30万円以下の罰金



## 免許証とマイナンバーカードとの一体化が令和6年度末から開始

	令和3・4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカードと運転免許証の一体化	免許システムの整備	免許システムに移行	免許証とマイナンバーカードの一体化 オンライン講習の実施	

### ※ 免許証の持ち方

- ① 特定免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持（ICチップに記録）
- ② 特定免許情報が記録されたマイナンバーカードと運転免許証の両方を所持
- ③ 運転免許証のみを所持

※ 免許情報が記録されたマイナンバーカードを所持する者は各講習センターで行っている更新時講習をオンラインで受講できる。（一部更新区分に限る）

※ 免許情報が記録されたマイナンバーカードのみ（免許証の持ち方①）を所持する者は、転居の際にマイナンバーカードの住所等を変更すれば警察への届出を要しない。

詳細は加茂警察署交通課 0574-25-0110 へお問い合わせください。

### 交通安全協会の活動にご協力をお願いします。

交通安全協会は、皆様の運転免許更新時にご協力いただいている交通安全協力金等で活動しています。

地域ボランティアの方々や関係機関・団体の皆様と一緒に、交通事故ゼロを目指して活動しています。

今後とも皆様のご協力をご理解をお願いします。

#### ★活動重点

- ・高齢者の交通事故防止対策の推進
- ・シートベルト、チャイルドシートの全席着用
- ・飲酒運転を根絶するための積極的な広報
- ・優良運転者表彰の実施

#### 交通安全協力金

5年更新者 (1,500円)  
3・4年更新者 (1,000円)



交通安全協会は、地域の方々に協力してもらって活動ができるんだね！！  
これからも、ご協力頂いたお金は地域の交通安全のために大切にさせていただきます！  
こあんちゃんより



秋の全国交通安全街頭指導所で「事故梨」を配布

このパンフレットは皆様方からご協力いただきました免許更新時の交通安全協力金等で作成しました。



ランドセルカバーの贈呈 (各支部) (写真は川辺支部)  
管内の新1年生にランドセルカバーを贈りました。



(七宗支部)  
子供達の通学を見守りました。



(東白川支部)



(富加支部)

## 交通安全教室



春の交通安全運動 (白川支部)  
広報車を使用して啓発及び注意喚起をしました。



シートベルト着用調査 (八百津支部)  
交通安全運動期間中に実施しました。

# 安全協会の活動



加茂地区交通安全協会定期総会（事務局）  
交通安全活動に功勞のあった方を表彰しました。



交通安全の願いを込めた七夕飾り（美濃加茂支部）  
太田小学校6年生の子供達から贈られた七夕飾りを加茂署をはじめ市内5ヶ所に飾りました。



夏の交通安全県民運動（白川支部）  
道の駅に於てチラシ等を配布して啓発活動を行いました。



バイク運転者への広報（七宗支部）  
道の駅ロックタウン七宗で、バイク運転者に交通安全広報を行いました。



自転車のヘルメット着用努力義務化（美濃加茂支部）  
チラシを配布して呼び掛けました。

## 守ろう！自転車安全利用五則

（令和4年11月1日  
中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）

- ・ 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 飲酒運転は禁止
- ・ ヘルメットを着用



(七宗支部)

小中学校の自転車点検を行いました。



街頭指導所 (東白川支部)

シートベルト着用・運転中の携帯電話禁止等のプレートを使用して呼び掛けました。



チラシ・啓発品の配布 (坂祝支部)

町内のスーパーにて



デイサービスセンターでうちわを配布し交通安全の啓発をしました。



秋の全国交通安全運動 (白川支部)

人波作戦



薄暮時の街頭指導 (美濃加茂支部)



環境整備事業 (各支部)  
カーブミラーの清掃



ぎふ清流里山公園  
美濃加茂市民まつりで啓発品を配布しました。



高齢者大学校閉校式 (川辺支部)

県警音楽隊・川辺町の6年生・川辺中学生も参加し音楽を楽しむと共に「交通安全宣言」を行いました。



(各支部)

年末は何かと慌ただしくなるため交通事故防止等の法令講習会を開催しました。



年末の交通安全県民運動  
出発式



佐見小学校の子供達が出発式で歌と踊りを披露してくれました。



緑十字銀章（優良運転者）を七宗町の村井信行さんが受表彰されました。

## 2024年上半期（6月30日）の交通事故件数

（ ）は昨年比

	件数	死者	負傷者
美濃加茂市	32	0	34
坂祝町	7	0	7
富加町	4	0	4
川辺町	3	0	3
八百津町	3	0	3
七宗町	2	2	2
白川町	3	0	4
東白川村	0	0	0
計	54 (+5)	2 (±0)	57 (-3)

## 加茂地区交通安全協会収支計算報告

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
協力金	10,432,664	事業費	5,865,640
事業収入	540,768	事務費	6,270,272
寄付金収入	1,218,000	特定預金支出	180,524
預金取り崩し	0	予備費	0
雑収入	227		
前期繰越金	2,637,999		
合計額	14,829,658	合計額	12,316,436

収入合計 14,829,658円 (未収金を含む)

支出合計 12,316,436円 (未払金を含む)

次期繰越金 2,513,222円

**\* 事業費**

- ・会議費 ・安全施設費
- ・各期の交通安全推進
- ・チラシパンフレット
- ・支部の助成金
- ・表彰費
- ・新入生ランドセルカバー
- ・委託費 ・保険料 等

**\* 事務費**

- ・職員給料福利費
- ・通信運搬費
- ・印刷製本費
- ・租税公課
- ・賃借料
- ・消耗品
- ・WI-FI 接続 等

## 交通安全年間スローガンポスターデザイン 内閣総理大臣賞受賞

### 今日もまた あなたの無事故



全日本交通安全協会と毎日新聞社が募集した「令和6年使用交通安全年間スローガンポスターデザイン」において岐阜県立岐阜城北高等学校の和田さくらさんが【一般部門A】(運転者へよびかける部門)で最も優秀な作品として「内閣総理大臣賞」を受賞しました。



## ちよつと 交通安全 昔の物語 道路交通法の整備

道路交通が発達するに伴い事故の未然防止と円滑化のため、一定のルールを定めこれに違反するものを取り締まるのはやむを得ない事であり当然の成り行きといえる。

明治5年に馬車規則を始め馬車営業取締役規則、人力車取締規則、荷車取締規則、自転車取締規則等の警察令が次々と制定された。

明治33年には道路取締り規則が公布され初めて左側通行が採用された。明治40年に自動車取締役規則が定められ相次ぐ新法令の制定は当時の道路交通が急ピッチで発展していったことを物語っている。

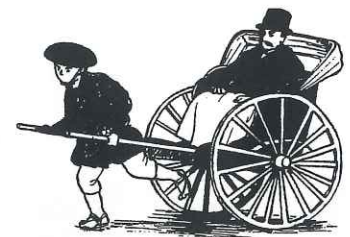
大正年間に入ると自動車の数がさらに増加したため同8年には全国統一の自動車取締令が制定され、最高速度・構造装置・運転免許証や交通事故を起こした場合の措置等が規定された。

昭和になると同8年に自動車取締令が全面的に改正されたが、その後は特例な改廃はなく、太平洋戦争に入ると自動車の徴用等により交通事故は減少となり終戦を迎えた。

戦後22年には道路取締り法と取締令が制定され24年には「歩行者は右側・車・馬は左側」の対面交通が採用された。

その後も交通事故は増加し34年には死者数が1万人を超えることとなったことから、翌35年6月に「道路交通法」が制定された。

その後情勢に合わせて幾度か改正され道路交通の基本法として大きな役割を果たしている。



～全日本交通安全協会資料より～

## 交通安全クイズ

問

令和6年11月23日までに施行される自転車の危険な行為で罰則が新設されたのは

～身につけよう 交通ルールと ヘルメット～

### 応募要領

答え、郵便番号、住所、名前、電話番号を葉書に記入して10月31日までに

〒505-0034

美濃加茂市古井町下古井2610

加茂地区交通安全協会事務局 宛 にお送りください。

抽選で30人の方に記念品をお送りします。